

平成29年度 中小企業等外国出願支援事業 募集要領
(中小企業知的財産活動支援事業費補助金)

公益財団法人ひろしま産業振興機構

1 事業目的

公益財団法人ひろしま産業振興機構（産振構）では、県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許庁の事業を活用して、中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領に基づき、外国出願に要する費用の一部を補助します。

2 申請等

(1) 受付期間 ※下記期間中の土日・祝日は除きます。

受付期間
平成29年4月27日(木)～平成29年6月6日(火)17時(必着)

(2) 提出書類 ※ア、イについては、産振構ホームページからダウンロードが可能です。

ア 平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請書

※ 様式第1－1（特許、実用新案、意匠及び商標用）

※ 様式第1－2（冒認対策商標用）

注）基礎出願が同じであれば、同一の申請書にまとめて申請してください（例：商標のパリ条約とマドプロ案件）。

イ 平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への協力承諾書（様式第1－1の別紙第1、様式第1－2の別紙第1）

※ 選任弁理士に依頼しない場合は不要ですが、その場合は、様式第1－1又は1－2中、「14　外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄へ、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を、自らの責任で補助事業者である産振構あてに提出できる旨を記載してください。

ウ その他添付書類（役員等名簿など）

別紙（添付書類一覧）のとおり

(3) 留意事項

申請様式に記載の上、必要書類を添付し、受付期間内に下記申し込み先まで、郵送又は持参してください。なお、申請書類は、採択・不採択にかかわらず返却いたしません。

(4) 提出先

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

広島県中小企業知財支援センター 担当 河崎

〒730-0052 広島市中区千田町3丁目7-47 広島県情報プラザ1階

TEL 082-240-7718 FAX 082-249-3232

E-Mail c-syutugan@hiwave.or.jp

※ 申請をご検討の場合は、早めにその旨のご連絡・ご相談をいただきますようお願いします。

3 補助対象企業等

※次の(1)～(5)の項目のすべてに該当する必要があります。

(1) 広島県内に主たる事業所を有し、中小企業支援法（昭和38年法律147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者等及びそれらの中小企業者等で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者等が3分の2以上を占め、中小企業者等の利益となる事業を営む者）又は、広島県内において業を行う事業協同組合（構成員は問わない）、商工会、商工会議所、NPO法人（特定非営利活動法人）であって、地域団体商標の出願を行う団体（以下「中小企業者等」という。）。

なお、いわゆる「みなし大企業」は対象外となります（詳しくはQ&Aをご覧ください）。

業種	中小企業者等の定義
製造業・その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は常時使用する従業員の数が300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は常時使用する従業員の数が900人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は常時使用する従業員の数が100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は常時使用する従業員の数が300人以下
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は常時使用する従業員の数が200人以下

(2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上等を目指す意欲がある中小企業者等。

(3) 外国特許庁への出願と、外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。

(4) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内の選任弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において、同等の書類を提出できる中小企業者等。

(5) 国及び産振構が行う本補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力できる中小企業者等。

4 補助対象となる出願案件

(1) 特許、実用新案、意匠、商標（冒認対策商標を含む。以下同じ。）の外国出願が対象となります。

(2) 補助申請書の提出時点において、日本国特許庁へ既に特許出願等（PCT出願を含む。）を行っている出願であって、次のいずれかに該当する方法により、平成30年2月16日（補助期限）までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること。

ア パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しません。）

　なお、パリ条約に加盟していない国であっても、WTO（TRIPS協定）に加盟している等により、優先権主張が可能な国（台湾等）への出願を含みます。

イ 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）

ウ ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（意匠）

エ マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

〈対象となる具体的なケース〉

【特許】

- 申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- 申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、優先権期間内に日本国特許庁、ならびに補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- 申請前に外国特許庁を受理官庁としてPCT出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

【実用新案】

- 申請前に日本国特許庁へ特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件

※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。

- 申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- 申請前に外国特許庁を受理官庁としてPCT出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

【意匠】

- 申請前に日本国特許庁へ意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- 申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- 申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- 申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

【商標（冒認対策商標を含む）】

- 申請前に日本国特許庁へ商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- 申請前に日本国特許庁へ商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドプロ出願を行う案件
- マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件

5 補助対象経費

外国出願に係る下記の経費区分に合致する経費が対象となります。ただし、交付決定日以降に発注等を行い、平成30年2月16日までに支出したもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限ります。ただし、国内代理人が源泉徴収分を除いて請求し、中小企業者が税務署へ納付する場合は、後日、納税した帳票等の写しをご提出ください。

経費区分	内 容
① 外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する費用(出願と同時に審査請求や 補正を行う場合には、その費用もこちらへ計上できます)
② 現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する費用
③ 国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する費用 (現地代理人・国内代理人への振込手数料はこちらへ計上で きます)
④ 翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する費用

※日本国特許庁に支払う費用は対象外です。たとえば、国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明書発行に係る費用、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。）、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料及び登録料と同類となる手数料、国内出願・PCT出願の弁理士費用は、補助対象外です。なお、外国特許庁に出願するために要する費用であっても、日本国特許庁に支払う手数料などは対象外です。

※日本国内における消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

※外国における付加価値税（VAT）は、補助対象外です。

※ハーグ出願において、日本国特許庁を経由して間接出願を行う場合の送付手数料、日本を指定締約国とするために支払う個別指定手数料は補助金の対象外となります。

※一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁に支払う費用は、年度内に支払われた費用であっても対象とはなりません（例：出願に不備等があった場合の補正費用等）。

6 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内で、1企業（1グループ）あたり総額300万円を上限（独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の実施する同事業の補助額との合計額）とし、1出願あたり、特許出願の場合は150万円、実用新案・意匠・商標出願の場合は60万円、冒認対策商標登録は30万円を上限とします。

※ 上記金額は消費税及び地方消費税分を除きます。

※ 補助金額は、審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。なお、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。

※ 上記の上限額は、年度ごとの上限とし、過去の採択案件の補助額とは合算しません。

※ 他の事業者と共同で外国特許庁へ出願する場合、自社の持ち分比率に応じた額（ただし、中小企業者等が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

※ 1企業あたり300万円以内において、1企業（1グループ）の複数出願案件を対象とすることができます。国内出願と同一内容であれば、複数国への出願（例えば、9月にアメリカ、12月に中国へ出願する場合など）は、平成30年2月16日までのものであれば、時期が異なっていても補助の対象となります。

※ 米国など、国によっては、スマート・エンティティ、マイクロ・エンティティの要件に該当する中小企業等向けの料金減免制度が設けられていますので、ご活用ください。詳細は国内代理人等へご相談ください。

※ 当該補助対象経費について、他の団体から補助を受ける場合は対象なりません。

7 審査・採択等

採択企業は、審査委員会で慎重かつ厳正な審議の上、決定します。審査結果は、文書により、申請者に通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。

この事業で不採択となった場合において、不採択決定通知後の日付で、ジェトロが実施する同事業に応募（リトライ）することは可能です。

審査においては、当該特許等の優位性（新規性や進歩性等）、事業性（市場性や事業展開の実現性等）、資金力等を考慮して決定しますので、申請の該当項目欄に、アピールするポイントをできるだけ具体的に記載してください。

《主な選定基準》

- (1) 出願案件について、新規性、進歩性、創作性等の観点から優位性を有し、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

ア 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等であって、その計画の内容が具体的かつ妥当で、実現可能性が高いと判断されること。

イ 補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。

- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

8 採択後の流れ及び留意事項

《採択後の標準的な流れ》

- ① 代理人である弁理士等が外国出願の手続を行う。
- ② 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払う。
- ③ 弁理士等が中小企業者等へ外国出願経費を請求する。
- ④ 中小企業者等が弁理士等へ外国出願経費を支払う。
- ⑤ 中小企業者等が産振構へ実績報告書（実施要領様式第6）等を提出する（事業完了後30日以内又は平成30年2月16日のいずれか早い日までに提出してください）。
- ⑥ 産振構が実績報告書等を確認の上、中小企業者等へ支払う間接補助金額を確定する。
- ⑦ 額の確定後、中小企業者等が産振構へ間接補助金請求書（実施要領様式第7）を提出する。
- ⑧ 産振構が中小企業者等へ間接補助金請求書に基づき間接補助金（外国出願経費の1／2以内）を支払う。

《留意事項》

実施要領等に基づき、次の事項を遵守してください。

- (1) 軽微な変更を除き、事業の内容を変更（例：出願国を変更する場合など）する場合は、産振構へ様式第3にて申請し、事前に承認を受けること。

軽微な変更とは、次の場合をいいます。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、中小企業者等の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 間接補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助金の支払いは、原則精算払となります。出願手続き完了後、実績報告書（実施要領様式第6）に基づいて、額の確定を行った後、請求書（実施要領様式第7）に基づきお支払いします
- (3) 事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに報告して指示を受けてください。
- (4) 事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成30年2月16日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (5) 事業の遂行及び収支の状況について、産振構からの要求があったときは速やかに報告を行ってください。
- (6) 事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、査定状況を報告してください（実施要領様式第9）。
- (7) 事業完了の翌年度から5年間、当該事業に係る資料を保管してください。

9 その他留意事項

- (1) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて申請してください（添付書類として、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写しを提出してください）。
(詳しく述べは Q&A をご覧ください)
- (2) 交付決定の条件不履行や補助金の目的外使用、虚偽申請等の不正事由、実施要領に定める暴力団排除に関する誓約事項（詳しく述べは Q&A をご覧ください）への違反が発覚した場合等は、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。
- (3) 申請書などに含まれる個人情報は、当該事業の選考、選考結果の通知及び諸連絡などに使用します。また、補助決定後は申請者名、業種、所在地、申請種別を公表させていただくとともに、採択結果は、経済産業省へ報告し、同省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性がありますので、予めご了承ください。そのほかの内容について、公表等の必要が生じた場合は、採択企業の同意を得ることとします（公表が承諾できない場合は、様式1－1の15の理由欄にその理由を記載してください）。
- (4) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告してください。

別紙（添付書類一覧）

	添 付 書 類
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)) 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項

商工会 ・商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項
NPO法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。